

第4章 メキシコの地震保険制度

1. 地震保険事情

メキシコでは、地震被害の補償として、地震保険と資料3に示す公的な自然災害基金（FONDEN : National Fund for National Disasters）の2つがある。

もともと地震保険は、被災者の災害時自助の手段の提供と、大規模災害時の被災者支援の過度な負担による国家財政の疲弊を防止するというを目的としたものであった。しかしながら、実際には地震保険に加入できない低所得者に対する国家としての支援もある程度必要であるとの判断から国は、FONDEN に対し、その本来の機能（公的施設設備の災害保険引き受け）に加えて、一定の条件を満たす低所得者災害時支援の機能を持たせたという経緯がある¹⁾。

メキシコの地震保険は、基本的に民間保険であり、損害保険各社が自らの地震保険商品を顧客に提供している。これは、1985年のミチョアカン大地震後、地震災害の補償手段の一つとして考案されたものである。原則的には、対象物件の火災保険と独立した、地震による損壊の補償を目的とする保険であるが、現実には火災保険の付帯（地震特約）として契約されることが圧倒的に多い。

2. メキシコの地震保険制度の概要

メキシコの地震保険は、民間保険であり、その監督は国家機関である国家保険・証券委員会（CNSF）が行っている。CNSFは、保険商品の購入者保護、制度維持の観点から、(1)で紹介するEI-CNSFシステムを開発し、保険会社の健全性確保の監督・規制を行っている。

(1) CNSF の役割

CNSFは顧客保護の観点から新商品についての認可の際には、細かい指導を行う。これは、保険会社の経営安定、支払い能力の確保を顧客に代わって監視するという意味を持つ。CNSFは、経営の安定性が堅持できないと判断した保険会社に対しては、保険販売の認可を取り消す場合もあるとしている。したがって、料率はもとより、顧客との間の標準契約書の字句まで事前届出を求め、かつ必要に応じて当局者が保険会社を訪問し監査を実施するとしている。

図4.1に、CNSFの組織図を示す。

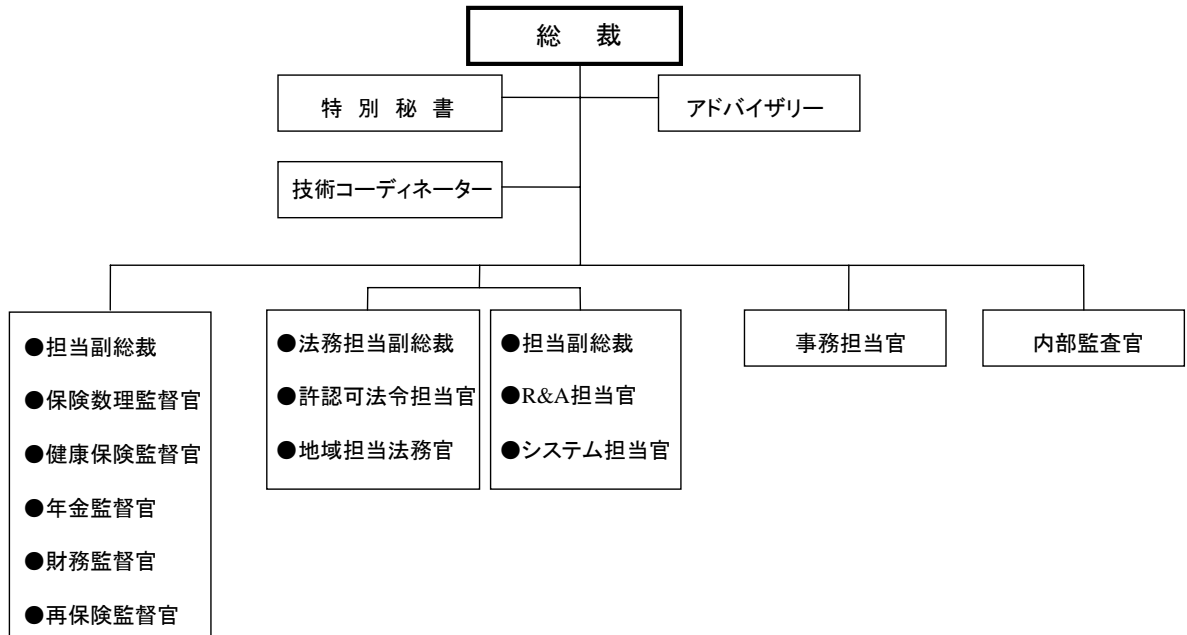


図 4.1 CNSF 組織図²⁾

CNSFは、保険会社が引き受ける地震保険契約に応じた要求積立金算定のためEI-CNSF^(注6)システムを開発し、それを運用している。この制度は、当該保険会社の財務的健全性確保を目的としてCNSFが毎年必要積立金を通知し、それを当該保険会社に確実に積み立てさせるというものである。

このシステムで使用されているモデルの算定過程、前提条件等は一般には公表されておらず、保険会社にも詳細は公開されていない。なお、積立金の根拠となるPMLの計算は、各社が個々のシステムで行うのではなく、保険会社はこのEI-CNSFシステムを使って自らの必要積立金額を算定することが出来ることになっている。したがって保険会社の算定する必要積立金額とCNSFから通達される要求積立金に違いが出ることは無く、結局、各保険会社はCNSFの要請に基づいて積み立てを行いCNSFの監査を受けることとなる。

CNSFでは、各保険会社から提出された契約対象構造物・付属物に関して、CNSFが求める詳細情報が明示されない場合、その不透明度に応じて積立金を多く要求することもある。つまり保険会社の当該保険に関するリスク量が増えるに応じて、積立金を多く要求する仕組みになっており、これにより、保険会社の安定性を維持し、結果としてCNSFが顧客保護の監視を行っているということになる。

注6 : EI-CNSFシステムは、EIとCNSFが、共同で開発したもので、EIはEngineering Institute of the Universidad Nacional Autonoma de Mezxico (国立メキシコ自治大学エンジニアリング研究所)を指す。

(2) EI-CNSF の概要

この EI-CNSF システムは、基本的には次の 2 つの数値を算出するものである。

① 純保険料 (Risk Premium)

保険会社の手数料・利益を加えていない、純粋に引き受け保険契約に見合った保険料である。それぞれの保険会社の引き受ける保険対象建物に関する必須情報（契約条件、保険価額、免責額、想定する地震、建物タイプなど）と付加情報（地域を示す郵便番号、建物用途、壁形式、アトリウムの有無、建築年等）に基づいて算出される。これらの必須情報、付加情報は、毎年、各保険会社から CNSF に提出されている。

② 予想最大損害額 (PML : Probable Maximum Loss)

保険会社が引き受けた地震保険物件に対する予想最大損害額である。

以上の 2 項目に加え、このシステムは次の数値も算出が可能である。

① 未経過保険料準備金 (Unearned Premium Reserve)

保険会社のある年度の収入保険料は、純保険料（リスクプレミアム）と保険会社の費用・利益を加えたものである。この制度では、このうち純保険料について、毎月、翌月以降の未経過部分を未経過保険料準備金として毎月積み立てることを要求している。

② 災害準備金 (Catastrophic Reserve)

未経過保険料準備金が月単位ごとに各保険会社で積み立てられるが、経過した部分についてはそれを災害準備金として積み立てる。なお、この災害準備金は、EI-CNSF によって計算される各保険会社の PML が限度で、それ以上積み立てる必要はないとしている。

③ 健全性要求指標 (Solvency Requirement)

CNSF は、当該保険会社の PML（以下の式で R1）に、適切に再保険されていないと認定された保険に係る額（R2）を加算したものを健全性要求指標とし、その積み立てを保険会社各社に要求している。

$$SR = R1 + R2$$

$$R1 = PMLc$$

$$R2 = PMLc \times (Pc nr / Pr)$$

ここで、

R1 : 当該保険会社が引き受けている地震リスクに係り要求されている積立金。これは CNSF で算定される保険会社毎の PML (=

PMLc) である。

R 2 : 付加的に要求される積み立額。これは再保険先の状況によって加算されるものである。

PMLc : 保険会社 C の PML

Pr : 当該保険会社の地震に係る全保険料

Pcnr : CNSF が不適切と判断した再保険会社に委ねられている保険に係る保険料。

参考文献

- 1) Rachel Maguire, INSURANCE: LIFE: LIFE, HEALTH, PROPERTY AND CASUALTY, International Market Insight (IMI), U.S.& Foreign Commercial Service and U.S. Department of State, 2004
- 2) CNSF, Surety Sectors' Statistical System(SESASF)Statistical Information (http://portal.cnsf.gob.mx/portal/page?_pageid=1058,1345300&_dad=portal&schema=PORTAL)
- 3) CNSF, About CNSF (http://portal.cnsf.gob.mx/portal/page?_pageid=1058,1345300&_dad=portal&schema=PORTAL)